

改正

令和 6 年 3 月31日告示第108号

中野市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱

中野市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱(平成17年中野市告示第82号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中小企業の従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図るため、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）第 6 章に規定する独立行政法人勤労者退職金共済機構又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号。以下「政令」という。）第73条に規定する特定退職金共済団体と退職金共済契約を締結した中小企業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 退職金共済契約 法第 2 条第 3 項に規定する退職金共済契約又は政令第73条第 1 項第 1 号に規定する退職金共済契約をいう。
- (3) 被共済者 法第 2 条第 7 項に規定する被共済者又は政令第73条第 1 項第 2 号に規定する被共済者をいう。

(成果の指標)

第 3 条 当該補助事業に係る規則第19条第 3 項に規定する指標は、当該中小企業者の従業員数に対する被共済者数の割合の維持又は増加とする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、退職金共済契約に基づき被共済者の掛金を納付した市内に事業所を有する中小企業者とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、算定した額とする。

- (1) 新たに被共済者となった日の属する月から起算して12月を経過するまでの期間 被共済者 1 人当たり掛金月額10分の 2（その額が500円を超えるときは500円）以内

- (2) 前号の期間を超え36月を経過するまでの期間 被共済者1人当たり掛金月額10分の1
(その額が250円を超えるときは250円) 以内

2 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の12月31日を末日とする1年間とする。

(補助金交付の申請)

第6条 規則第3条の申請書は、中野市中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書兼請求書(別記様式)によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 被共済者であることを証する書類
- (2) 掛金を納付したことを証する書類
- (3) 被共済者月別・個人別掛金明細書

(実績報告等)

第7条 規則第10条の実績報告書は、前条の申請書兼請求書の提出をもって、報告があったものとみなす。

2 規則第11条に規定する補助金等の額の確定は、規則第4条第1項に規定する交付の決定の通知をもって、これに替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和6年3月31日告示第108号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和6年3月31日から施行する。